

## 滋賀北部地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

滋賀北部地区においては、平成25年8月10日からタクシー運賃の改定を実施（改定率8.43%）いたしました。これによる平成25年9月から平成26年2月におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

- 1 運賃を改定した事業者数  
18社

（注）改定事業者数は、運賃を引き上げる方向で改定した事業者である。

- 2 平均増収率  
4.95%

（注）平均増収率は、次の算式により算出。なお、改定後6箇月間とは、運賃改定実施後の最初の賃金締切日の翌日からの6ヶ月間をいう。

（算式）改定後6ヶ月間の営業収入（税引き後）÷前年同期の営業収入（同）×100-100

- 3 一般運転者に係る運転者1人平均賃金上昇率  
6.8%

改定前1人平均給与月額 （平成24年9月～平成25年2月）	改定後1人平均給与月額 （平成25年9月～平成26年2月）
220,843円	235,781円

（注）一般運転者とは、定時制乗務員等一般運転者以外の運転者を除く運転者をいう。

- 4 改定による賃金改善率の分布（一般運転者1人平均）

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10%未満	計
4	1	4	5	1	2	1	18

（注）賃金改善率は、次の算式により算出。

一般運転者に係る

$$\left[ \frac{\text{平成25年9月～平成26年2月の運転者1人平均給与月額}}{\text{一般運転者に係る前年同期の運転者1人平均給与月額}} \times 100 \right] - 100$$

5 営業収入に占める賃金支給率の変動状況（運転者に限る）

103%以上	102%以上 103%未満	101%以上 102%未満	100%以上 101%未満	99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	97%以上 98%未満	96%以上 97%未満
2	1	3	5	4	1	0	0
95%以上 96%未満	95%未満	計					
0	2	18					

（注）賃金改善率は、次の算式により算出。

$$\frac{\text{全運転者に係る平成25年9月～平成26年2月の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \div \frac{\text{全運転者に係る前年同期の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \times 100$$

6 その他

（1）労働者負担の軽減

- ・ 労働者負担を全て廃止した事業者数 1 社
- ・ 労働者負担の一部を廃止した事業者数 1 社
- ・ 労働者負担の一部を廃止し、一部を軽減した事業者数 1 社
- ・ 労働者負担の一部を軽減した事業者数 1 社
- ・ 一切変更のない事業者数 18 社

（2）手当類の創設・拡充

- ・ 新しく手当を創設した事業者数 1 社
- ・ 既存の手当てについて金額を増額する等拡充した事業者数 1 社

（3）その他

- ・ ポイントカード・クレジットカードの決済機を導入 1 社